

公 告

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、基本計画の特定区域に関する事項等を変更するため、同条第 3 項において準用する同法第 16 条第 3 項の規定により公告し、公衆の縦覧に供する。

なお、同法第 16 条第 4 項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該事項について岡山県に意見書を提出することができる。

令和 7 年 1 月 1 5 日

岡山県知事 伊原木 隆太

記

- 1 変更後の基本計画
県計画変更案（本文）のとおり
- 2 変更後の基本計画における特定区域の区域
真庭市全域
- 3 当該特定区域において実施する事業活動の変更後の内容
別紙のとおり
- 4 縦覧期間・場所及び方法
令和 7 年 1 月 1 5 日から令和 7 年 1 月 2 9 日まで
岡山県ホームページに掲載
- 5 意見書の提出方法・提出先
 - (1) 提出先
岡山県農林水産部農産課安全農業推進班
 - (2) 提出方法
次のいずれかの方法により提出願います。様式は任意ですが、住所、氏名、電話番号を記載の上提出願います。
メール：nosan@pref.okayama.lg.jp
FAX：086-224-1278
郵 送：〒700-8570
岡山県岡山市北区内山下2-4-6
岡山県農林水産部農産課安全農業推進班
 - (3) その他
 - ・電話及び口頭での意見には対応できませんので御了承ください。
 - ・郵送の場合は、提出期限内に届いたものが有効となります。
 - ・意見に対する個別の回答はしませんので御了承ください。
 - ・意見については、本計画変更にあたっての参考とさせていただきます。